（策定）令和８年３月２７日

女性活躍推進法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

計画期間

令和８年４月１日～令和１３年３月３１日（５年間）

目標

１　管理職に占める女性割合を５０％以上で維持する。（現在５３％）

女性職員が管理職として活躍できるよう、適切な配置や業務経験の付与に努めていきます。

２　子どもが生まれる男女職員に対し、産前産後休暇、育児休暇、育児休業給付金、育休中の社会保険料免除などの制度活用を周知する。

対象職員への個別説明と院内掲示等により制度の周知を徹底します。

医療法人（社団）誠之会